

岩見沢市広報紙広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市有料広告掲載実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、岩見沢市が発行する「広報いわみざわ」（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び位置)

第2条 広告の規格は、岩見沢市が指定するものとする。

2 広告の掲載位置は、岩見沢市が指定した位置とする。

3 広告の色は、広報紙に準じるものとする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、岩見沢市が指定する額とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、岩見沢市有料広告掲載申込書に、掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。また、広告掲載希望者が岩見沢市税条例（昭和25年条例第27号）第18条第1項各号に規定する者（同条第3項により法人とみなされるものを含む。）に該当しないときは、当該依頼者が事務所又は事業所を有する市町村の発行する直近の市町村民税の納税証明書を市長に提出しなければならない。

2 申込み期間は、岩見沢市が指定する期間とする。

3 同一申込者が申し込める広告は、広報紙発行1回につき1件限りとする。ただし、他に申込みがない場合はこの限りでない。

4 広告掲載希望者は、同一年度内で2回以上広告の掲載を依頼するときは、2回目以降の依頼に係る納税証明書の提出を省略することができる。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込期間満了後速やかに広告掲載の可否を決定し、岩見沢市有料広告掲載申込結果通知書により通知しなければならない。

2 広告の掲載を申し込んだ者の数が募集した枠数を超えるときは、前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、抽選により行う。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに掲載

しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告主は、岩見沢市の指定する期限までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告内容の変更)

第7条 要綱第9条に定める、広告の内容等の変更に関して、広告主が内容変更の求めに応じない場合、岩見沢市は広告掲載を取消することができる。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。